

# 公共工事等における 新技術活用システム

# NETIS

/ネ/テ/ィ/ス/

登録までの手続きと活用方法



# 公共工事等における新技術活用システム



**Point 1** 民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステムです。

**Point 2** 新技術情報提供システム (NETIS) を中核とする新技術情報の収集と共有化、直轄工事等での試行および活用導入の手続き、効果の検証・評価、さらなる改良と技術開発という一連の流れを体系化したものです。

平成17年4月より試行的に運用してきた「公共工事等における技術活用システム」を、平成18年8月より、新技術の峻別による有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、事後評価に重点をおいた「公共工事等における新技術活用システム」として本格運用します。

## NETIS登録申請受付から事後評価までの流れ

NETIS (申請情報) に登録された新技術は、4つの活用方式により試行又は活用され、大学、産業界、研究機関、行政等からなる新技術活用評価会議で、技術の成立性、優位性、安定性、現場適用性が評価されます。

**「試行」とは** 直轄工事等 (直轄における工事又は業務をいう) において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するため新技術を直轄工事等で用いることをいいます。

**「活用」とは** 新技術を直轄工事等で用いることをいいます (試行の場合を除く)。





# 事後評価情報を中心にNETISを再構築

NETIS※が新しく生まれ変わりました。

新しいNETISはNETIS（申請情報）とNETIS（評価情報）から構成され、NETIS（評価情報）を中心に運用されます。

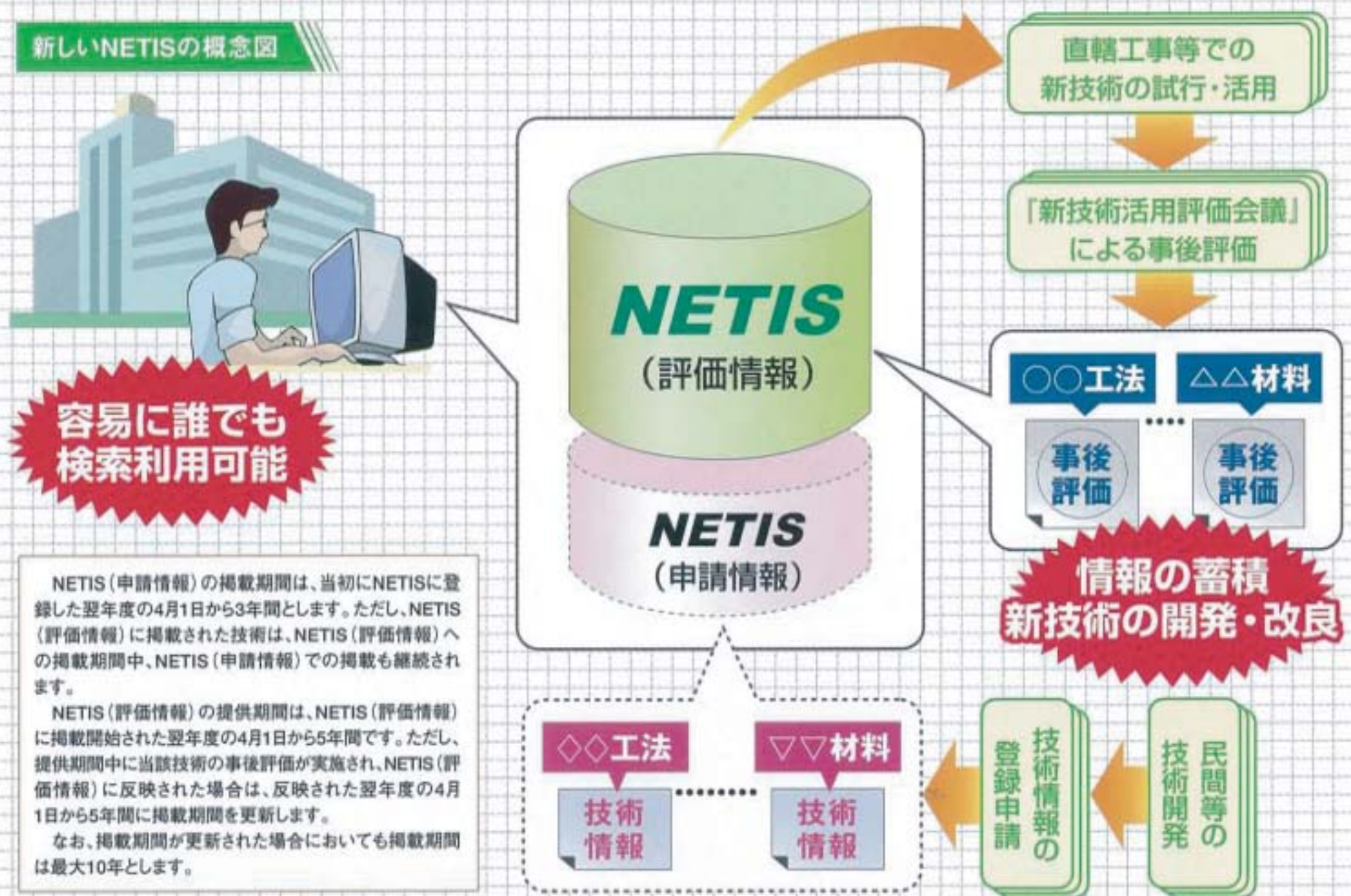
## NETIS（申請情報）

NETIS（申請情報）には、登録申請を受理した技術について、登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等の技術開発者の申請情報を掲載します。

## NETIS（評価情報）

NETIS（評価情報）には、各地方整備局等の新技術活用評価会議等による事前審査、事後評価結果に関する情報等を掲載します。

### 新しいNETISの概念図



## ※NETIS（新技術情報提供システム）～New Technology Information System～

国土交通省が運用している新技術に係る情報を、共有及び提供するためのデータベースです。平成10年度より運用を開始し、平成13年度よりインターネットで一般にも公開。有用な新技術の情報を誰でも容易に入手することが可能です。平成18年6月末時点で約4,000件の申請情報が登録されています。

- NETIS掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用にあたっての参考情報です。
- 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省が評価等を行っているものではありません。申請情報のNETIS掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS申請者の責任において行っていただきます。
- 評価情報は、当該技術の活用等を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わりうる等の性格を有するものです。
- 新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果に基づき当該技術の活用等の実施が保証されるものではありません。
- 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われます。



## 事後評価

有用な新技術の峻別のために、次の調査と調査結果に基づいた事後評価を実施します。

### 試行調査

試行調査は、直轄工事等における実績が10件未満の新技術等について、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う、経済性、安全性、耐久性、品質・出来形、施工性、周辺環境に与える影響に関する調査です。試行を実施した直轄工事等が対象となります。

### 活用効果調査

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境等の技術的事項及び経済性について、当該技術の適用範囲において従来技術との比較を行い、主として技術の優位性を確認するために行う調査です。試行及び活用を実施した全ての直轄工事等が対象となります。

## 事後評価

### 試行実証評価

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較、国が定める基準等を満たしているかの確認等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものです。試行調査を実施したすべての技術が対象となります。

### 活用効果評価

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価するものです。活用効果調査を実施したすべての技術が対象となります。

## 有用な新技術の活用促進

活用効果評価にもとづいて次の技術を指定し、有用な新技術の活用促進を図ります。

### 設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認されている技術については、「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において、設計比較の対象とします。

### 少実績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いとの評価は得られているものの直轄工事等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努めます。

### 活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議は、優れた技術のそれぞれの地域における活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。活用促進技術は、活用効果評価において安定性が確認されている技術のうちから、特定の性能又は機能が著しく優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考されます。指定された技術は、「〇〇年度 活用促進技術（新技術活用評価会議（〇〇整備局））」という名称を使用できます。

### 推奨技術

### 推奨技術候補

本省の新技術活用システム検討会議は、画期的な新技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「推奨技術候補」として選定し、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行います。選定された技術は、「〇〇年度 推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 推奨技術候補（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」という名称を使用できます。

<選考要件>

- 従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮されること
- 従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待されること
- 技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できること
- 技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待されること
- 技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資すること

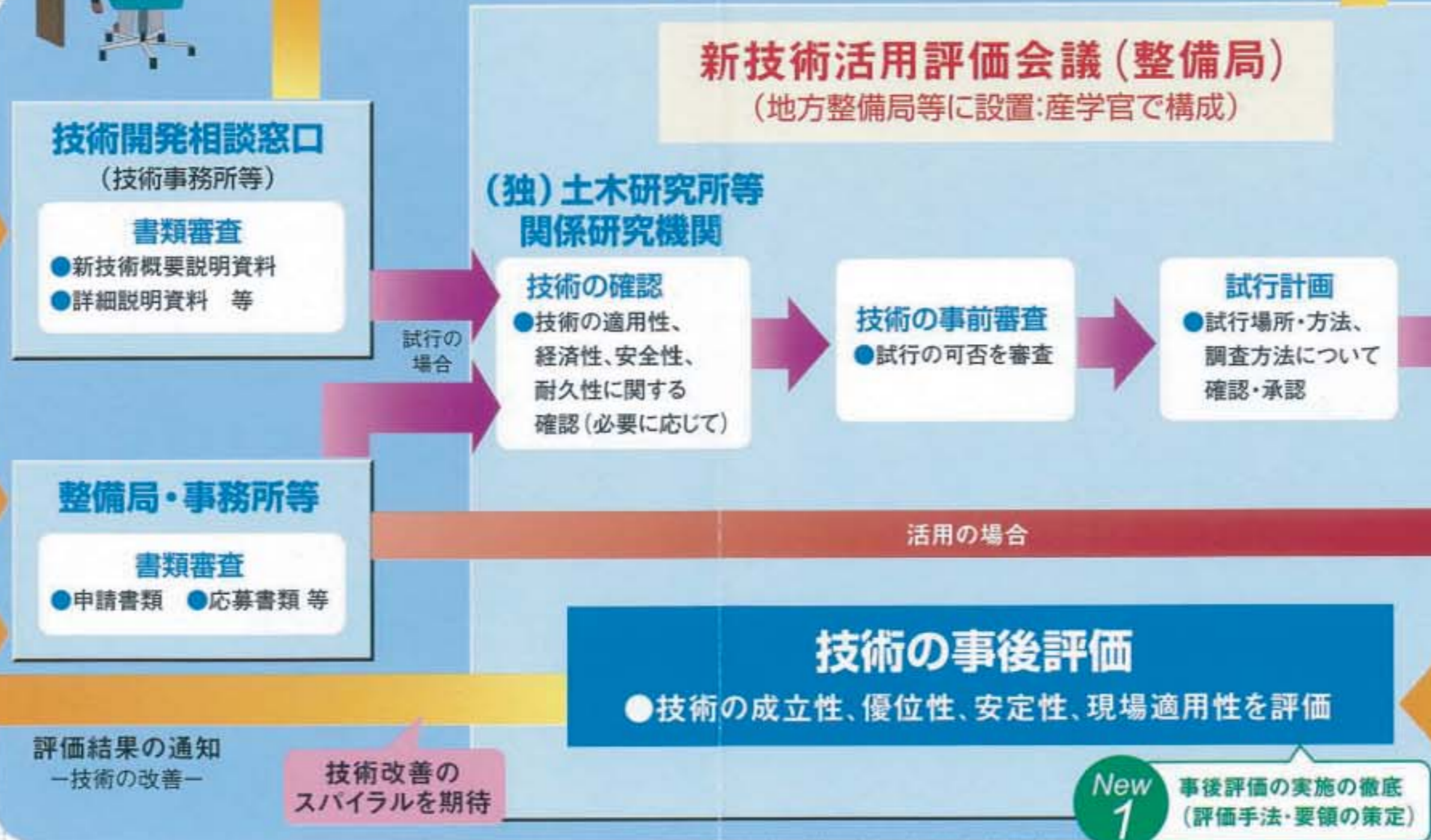
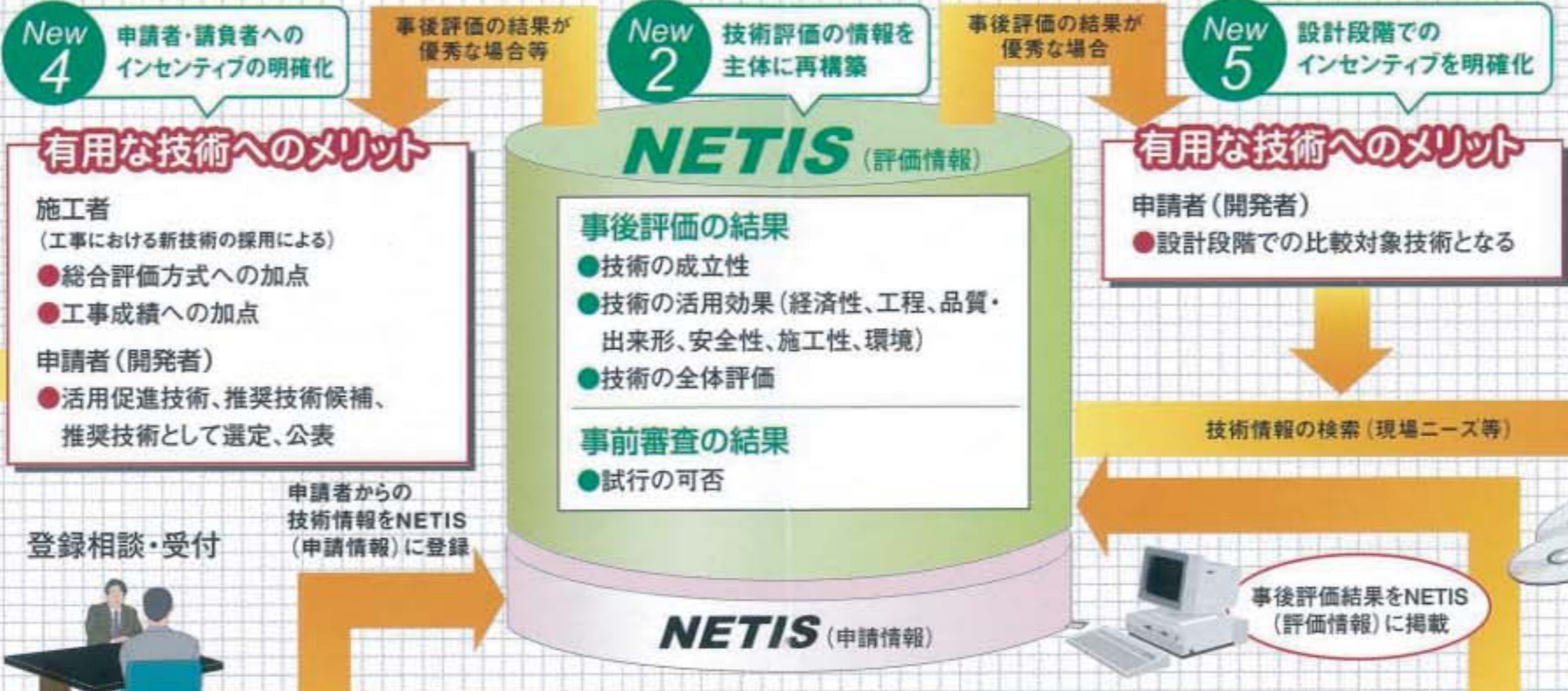


# 公共工事等における新技術活用システム

- 表彰制度**
- ものづくり日本大賞
  - 国土技術開発賞
- 技術開発者を支援する制度**
- 建設技術審査証明
  - 大学等による技術審査 など
- 競争的資金等による成果の実証**
- 競争的研究資金
  - 国総研、土研等による共同開発 など

**新技術活用システム検討会議**  
(本省に設置:産学官で構成)

- 新技術の活用動向の把握
- 新技術活用システムのあり方などの活用方策の検討
- 推奨技術の選定 等



**申請者(開発者)**

**施工者**

**試行申請型**

- 成立性を確認する必要がある新技術を対象に、民間からの申請に応じて試行及び事後評価を行うタイプ
- 実績がある場合に事後評価のみを行うこともある

**施工者希望型**

- 自社の請負工事等において、請負者の申請により試行または活用し、事後評価を行うタイプ

**フィールド提供型**

- 現場ニーズ等により民間から新技術の募集を行って、フィールドを提供し、事後評価を行うタイプ

**New 3** 活用方式の追加

**発注者**

**発注者指定型**

- 直轄における現場ニーズ・行政ニーズにより、必要となる新技術を発注者の指定により活用し、事後評価を行うタイプ

**事務所等**

**活用する新技術の検討**

**発注**

表彰・審査・証明等

申請

申請

応募

試行の場合

活用の場合

評価結果の通知  
-技術の改善-

技術改善の  
スパイラルを期待



# NETISの新規登録申請の流れ

新技術情報の新規登録について国土交通省のNETISのウェブサイトホームページで「NETISについて」の欄より「NETIS登録を申請される方へ」をクリックしてください。

国土交通省NETIS  
ウェブサイト

<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/index.asp>

新技術を  
登録したい

※新技術情報入力システムをはじめ、必須書類はすべてNETISのウェブサイトよりダウンロードできるようになっています。  
※必須と成っている書類については必ず作成してください。ヒアリングの際には持参してください。  
※申請について、ウェブサイトより直接登録することはできません。

## ① 申請に必要な様式の入手

以下の基本様式をダウンロードして作成してください。

- 様式1:登録申請書
- 様式2:技術概要説明資料
- 様式3:技術詳細説明資料
- 様式4:比較表

その他の登録までに必要な様式は、各地方整備局で用意している場合があります。【必ず申請しようとしている地方整備局の申請・相談窓口<sup>※</sup>に確認してください。】

※申請・相談窓口については、本パンフレットの裏面を参照してください。

## ② 必要な書類の作成

必要書類の作成をしてください。

新技術情報の申請書類の作成(様式2)については、専用の入力システムが必要です。NETISのウェブサイトアクセスし専用入力システム(新技術情報入力システム)を入手してください。

## ③ ヒアリング予約

新技術登録用申請資料と記載内容の技術的裏付け資料を最寄りの申請・相談窓口<sup>※</sup>に持込み、申請をしてください。受理された段階で申請受付(ヒアリング)の予約をしてください。

## ④ 申請受付(ヒアリング)

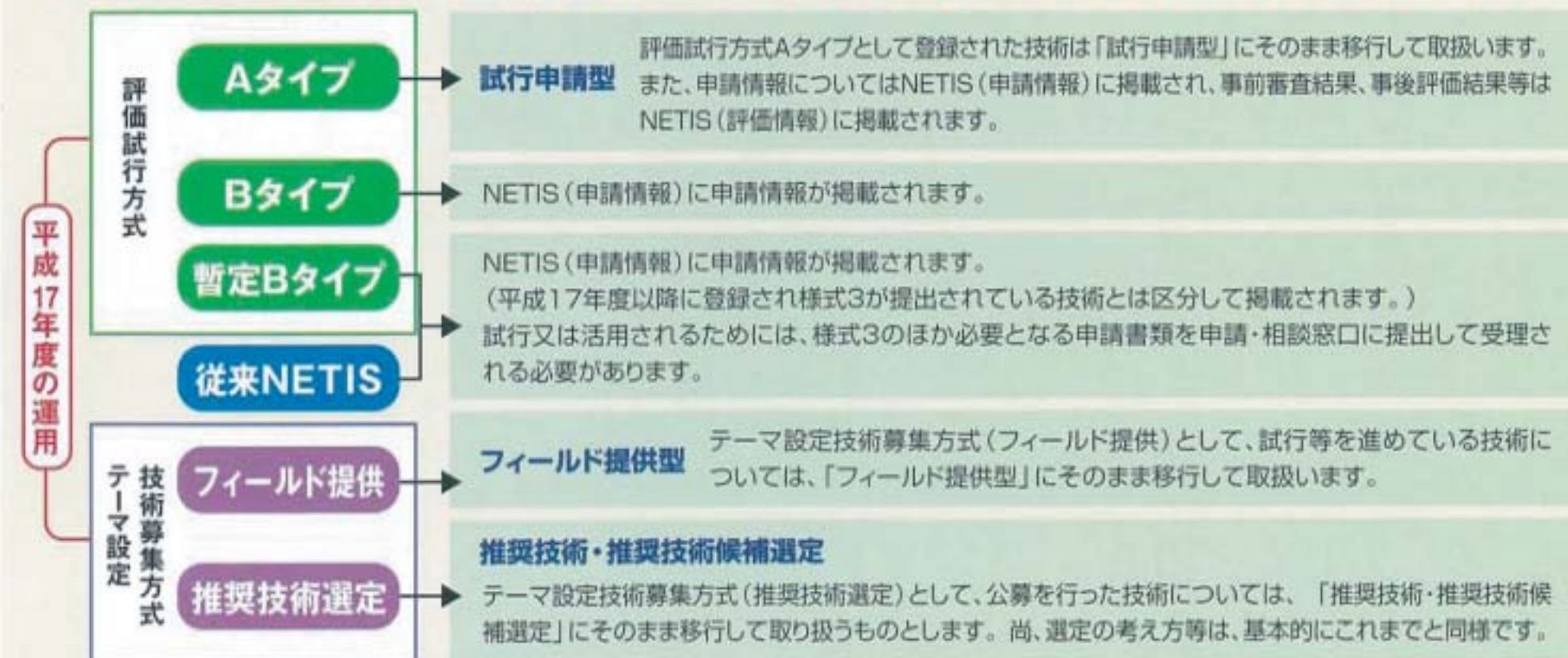
新技術概要説明資料など、作成していただいた必要資料、新技術のカタログ、試験成績等に基づいて、申請・相談窓口のヒアリングを受けてください。

## ⑤ NETISへの登録

登録に必要な追加書類を提出してください。

# 本格運用への移行措置

平成18年7月末時点で既にNETISに登録されている技術、試行等を進めている技術の取扱いは以下の通りです。



評価試行方式Aタイプ・Bタイプ・暫定Bタイプ、テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)、テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)の呼称は廃止されます。平成18年7月末までにNETIS登録された技術のNETIS(申請情報)における掲載期間は、従来のNETISに登録した日の翌年度の4月1日から5年間とします。(現在の掲載期間が保持されます。)ただし、NETIS(評価情報)に掲載された技術は、NETIS(評価情報)への掲載期間中、NETIS(申請情報)での掲載も継続されます。



